

平成30年9月13日（木）10時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、定刻より早目でございますけれども、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員6名中6名、全員のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用いたします同規則第10条第1項の規定により定足数を満たしておりますことを、まずご報告申し上げます。

そして、本日の最低賃金部会についてでございますが、既にお話にいろいろ出ておりますけれども、初めて本日タブレット端末を用いましたペーパーレス会議とさせていただきます。操作方法や、あわせて資料の確認につきましては、また事務局のほうから説明をさせていただきます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 タブレットの操作方法を簡単にご説明させていただきます。

まず一旦、操作をさせていただきますので、ちょっとお手を離していただきたいと思うんですけども、発表者画面にさせていただきますと、こうすると、今皆様のタブレットには議事次第が映っているような状況になっているかと思えます。こちらは発表者画面なので、私がこちらをスライドしますと皆様のタブレットが順次ページが送られまして、見ていただきたいページに順を送るような形になっております。これは右下にございます顔のボタンとお話されるボタンがございまして、顔のボタンじゃないほうのボタンを触っていただくと、ご自身の見たいページに移動することができます。なので、一旦ちょっと触っていただいて、動かしていただいてもよろしいですか。耳のほうを1回押すと多分解除されてちょっと動くんじゃないかと思えます。

では、一旦ちょっとまた私のタブレットを発表者画面にさせていただきますけれども、ページの送り方は皆様今送っていただいているので大丈夫だと思います。このまま右から

左に指をスライドさせますと、それぞれページが送られていく形になってございます。

今日の資料につきましては、前回の資料から抜粋させていただいております。まず議事次第、次に委員名簿、次に配布資料一覧、その次に現行の「海上旅客運送業最低賃金」の公示文が資料1として表示されているかと思っております。こちらが2枚でございます。その次に資料2として、「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」、次に資料3として、「海上旅客運送業に係る労使間協定賃金」のそれぞれ職員と事務部職員と部員の部分、こちらをご用意させていただいております。資料は以上でございます。指を反対側にスライドさせれば戻る形になってございますので、もしこの資料を使って発表される際には、右下のボタンを押していただきまして、発言者モードでOKを押しますと、皆さんのタブレットが見ていただきたいページに飛ぶような形になってございますので、使ってみただければと思います。

あと、上の×ボタン等を押しますと、一旦この画面が全部消えまして、またパスワードを入れないと開けなくなりますので、予備のタブレットをご用意しています。もし間違えて操作された場合については事務局のほうにお知らせいただきまして、別のものとかえさせていただきますので、言っていただければと思います。

操作方法と資料の確認は以上でございます。

**【鈴木労働環境対策室長】** それでは早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

**【野川部会長】** それでは早速議事を進めてまいります。海上旅客運送業最低賃金の改正についてでございますが、前回の部会以降時間もたちましたが、労使のお話し合いの結果について、どちらからでも結構でございますので、ご報告をお願いいたします。めでたく合意をしましたとかですね。どうぞよろしくご報告ください。

**【平岡委員】** じゃあよろしいでしょうか。前回以降、使用者側と鋭意解決すべく論議はしてきたわけですが、いずれにしても、その中で着地点を見出すことはなかなか難しい方向性であったと思います。それはなぜかといいますと、今年の最低賃金については、今年のベアの状況、これは我々海員春闘、その辺のところもありますし、陸上の問題、それとあと今年の最低賃金の動向、その辺のところを踏まえますと、水準についても譲れない問題があると思っています。ただ、我々の水準がそれでいいのかということではなく、我々の思うところは、最低賃金については陸上との差があるという考え方に立てば、それ以上の水準が必要であるとの考え方をするわけですが、船主側は船主の考え方があ

りまして、なかなかその水準が折り合わないということです。ただ、そうはいつてもきちんと解決すべきだということで、るる船主側と協議はするんですけども、なかなかその辺のところは詰まっていけないというのが状況であります。

【野川部会長】 今、労働側からそのような、船主側からも補足的に結構ですので、お願いします。

【江口委員】 住君ときのうの夕方までちょっと話し合いを持ったんですけども、なかなか妥協点は見出せませんで、労働者側の言われることもご無理ごもつとも、ただし使用者側としましても、大型カーフェリーと100トン以上の沿海船を運航するところの春闘での結果の乖離が結構ありますものですから、大型カーフェリーの金額以上とかそういうふうな話は、もう少し煮詰めたほうがよくないかというふうなところできのうの話は終わっておりますね、住君。はい。そういうところでまだ乖離がまだあるというところでございます。

【野川部会長】 今回のこの会議で、いずれにせよ決着をつけなければいけませんので、私としては、できる限り労使の自主的な合意を尊重した形で決定されるのがよいというふうに思っております。最終的にどうしても労使が合意できなければ、公益委員の裁定が結果として出されることとなりますが、その場合でも、労使の意向というものを十分に踏まえて結果が出されることが望ましいので、まず労使の間では、この間いろいろお話されたでしょうけれども、その場に公益委員はおりませんので、まずちょっとこの平場で、率直にもう一度労使のお立場を我々にもわかりやすいように披瀝し合っていたきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

【住委員】 我々労働者側として、第一線で働いている現場もいる中で、この最低賃金の引き上げに関しまして、今この海運業界だけではありませんけれども、やっぱり後継者不足というのはかなり大きな問題として捉えられています。今ここで論議しているのは、船員としての最低の賃金ラインをどこまで引き上げていけるか、どういうふうにするかということをやっている中で、そしてさっきの後継者不足の問題にまたなっていけば、やはり後継者、そして若年者に、若い人たちにこの船を選んでもらうためにどのように船員としての職業があるべきか、海運業があるべきかと。この魅力ある環境をつくっていく発信していくためには、やはり最低限のラインは絶対に引き上げるべきだと考えています。そして他産業よりもある一定の労働環境条件はそろっているんだというべく、最低賃金は引き上げる必要性はあるということは前回も言ったとおりですけど、ここのスタンスは我々

としては常に今までもずっとこれからもあります。

その上で、その水準ラインが旅客船社さんもある一定の引き上げは考えていると言ってきていますけれども、一定の水準ラインについては今年の春闘、それから陸上での最低賃金が引き上がってきたラインがありますから、そういったところをもう一度十分に論議をして、そしてここも船社さんにもやはり理解をしていただきたいなど、一定のラインまでは引き上げるべきだということを改めて主張させてもらいたいと思います。

【野川部会長】 はい、いかがでしょうか。

【平岡委員】 いいですか。船主側のほうから旅客船の今年のベアということで資料が出されたとは思いますが、いずれにいたしましても、それはそれとして、そういう状況で決まったということは否定はいたしません。ただ、大型カーフェリーが旅客船の基準ではないということを使用者側のほうは言うんですけども、我々としても大型カーフェリーの水準が全てだというふうなことは全く思いません。しかし、基本的な考え方を言えば、陸上は3%上がっているわけですよ。となると、最低賃金を今年どうするかというときに、例えば海上旅客をこのまま3%引き上げるのかというような話をしますと、6,000円とか7,000円ぐらいの引き上げ幅になってしまいます。じゃあそういうことを果たしてできるのかどうなのかということはあるとは思いますが、陸上にはそういう実態があるというようなことはやはり船主側のほうも理解してもらわなければいけないけれども、その中で、今年の最低賃金はどうあるべきかということですが、我々は大型カーフェリーの水準が今年そう決まったからそれでいいというふうには全く考えていませんし、その辺のところは船主側のほうも十分しんしゃくすべきであると思っています。

【野川部会長】 ということですが、いかがですか。

【江口委員】 ちょっと質問なんですけれども、陸上最賃3%、4.3%だったですかね。

【平岡委員】 引き上げ幅ね。

【江口委員】 ええ。それだけ上がったという、時給がですね。

【長岡労働環境技術活用推進官】 上がるような方針が中央労働委員会のほうで告示になりまして、これから地域の都道府県の労働委員会のほうで最低賃金の実質審議で決めていく形になります。

【江口委員】 で、そういう方々は退職金とかボーナスとかは入っているんですか。入っているというのは、そういう最低賃金を上げた。上げた方々はボーナスも賞与も出るし、退職金もありますよという方々なんですか。

【長岡労働環境技術活用推進官】 いいえ、全ての労働者、船員以外の全ての労働者と。

【江口委員】 普通のサラリーマンもという話ですか。

【野川部会長】 1日だけのアルバイトも同じです。

【長岡労働環境技術活用推進官】 数時間のアルバイトの方でも。

【平岡委員】 あの一、口を挟むようでまことに申しわけないですが、ちょっと論点がずれているんじゃないかと思います。基本的に今言われていることは最低賃金の話ですから、陸上の場合、非正規とかパートタイムとか、その辺のところは時間給であると思いますが、今多分江口委員がおっしゃりたいのは、船員の場合は労働協約に基づいてやっているから問題は無いと。それはそれとして、そういうことを言っているわけじゃなくて、労働協約があろうがあるまいが、旅客船で働く船員の最低賃金は月例幾らであるかを定める訳です。それと、この場でやっているのは、先ほども言ったように中央の最低賃金を協議しているわけですから、そこで地方の状況とかその辺のところを出されても、それはなかなか難しいと言わざるを得ません。

【江口委員】 いやいや、地方とかそういうことは聞いておりません。

【平岡委員】 中央最賃で一つの指針が示されれば、あとは地域によってまた最低賃金の部会が開かれると思いますが。

【江口委員】 重々承知です。

【平岡委員】 ですから、我々のスタンス的には陸上と同じような物の考え方で臨みますので、その辺のところは十分ご理解のほどお願いしたいと思います。

【江口委員】 まあ、理解は重々しておるんですけども、ただ、船主側としては、今言われたように、労働協約書をもって非正規雇用社員というのはありませんから、船員は。

【平岡委員】 それは組織船の話がされているだけであって、期間雇用船員もいるわけですよ。じゃあ旅客船の中に労働協約を締結してきちんとそういう話になっているかといえどそうじゃない別の会社もあるわけじゃないですか、例えば労働協約がないところの会社もあるでしょうし。だから実態調査を踏まえたときに、結局60万、80万とかそういう実態が出てくるわけです。そういうところについては基本的に協約とかそういうものはないわけですから、月例の最低賃金のレベルはどうあるべきかということを決める必要があります。今言われるようにボーナスとか退職金とかそういうことは加味されているんですかということはこの最低賃金部会の中で話をされても、これはなかなか難しい話だと思いますよ。

【江口委員】 いや、ところがですよ、私、先日お話ししたように54%が赤字会社があるんです。そういうところで最賃で給料を支払っている会社もあられますよ。そこに賃金アップすると、まず、昔、経団連かなんかのお話を聞いたことがあるんですけど、100円アップするごとに1.7倍のコストがかかると。

【平岡委員】 だから、そのお話をされますけど、大体使用者側は、そういう論破をされますけれども、ほんとうに最低賃金が上がったから雇用の創出になるのかというと、今はそういう流れじゃないじゃないと思います。基本的には最低賃金が上がらないとやっぱり人も集まってこないというのが今の状況です。赤字会社とかそういう話をするけれども、じゃあ実際問題として、事業者の中で最低賃金適用以下の会社でやっているところがあるんですか。

【江口委員】 ないです、最賃だから。

【平岡委員】 そうでしょう。

【江口委員】 それはないはずですよ、あっちゃいけない。

【平岡委員】 はっきり言って、最低賃金レベルで人を雇うと云って、人は来ませんよ。

【江口委員】 まあ、いろいろこういうふうに乖離があります。

【野川部会長】 わかりました。それでは、やはりもう一回、今日は最後だということ为前提に、双方で率直に双方だけの場で話し合いをしていただいて、意見交換をしてもう一回報告をしていただくということにしたいので、あまり時間はとれませんけれども、済みませんが場をかえて別室で労使でお話しただけですでしょうか。20分ぐらいを目安にお願いをいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 ご苦勞様でした。それでは、話し合いの結果につきまして、どちらからでも結果ですので、ご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 じゃあ私のほうから話し合いの結果について披瀝させていただきたいと思います。

お時間をいただきまして、船主側のほうとけんけんがくがく、今年の最低賃金はどうあるべきかということ、こちらはこちらの主張、船主側は船主側の主張をるる述べ、論議はしたわけです。それで最終的に、なかなか話が詰まらないというような状況であったわけでございますけれども、やはり今、旅客船においても船員の問題については極めて重要

だというような観点も船主側のほうから出され、我々としても今年の最低賃金、諸般の状況、その辺のところもる説明をしながら船主側の理解を求めた結果、最終的に1,300円ということで一応着地点を見出したということです。それで、最終的に船主側と話をし、職員、部員1,300円ということで労使間で合意に至りました。

【野川部会長】　　そうですか。船主側はよろしいですか、それで。

【江口委員】　　はい。

【野川部会長】　　まあもちろんいろいろご不満はおありでしょうけれども。

【江口委員】　　平岡委員が言われたとおり、若年者雇用促進等々のことを踏まえまして、私たちも、まあまだまだ意見はございますけれども、お互い歩み寄ってその1,300円、職員1,300円、部員1,300円でいこうよという話でまとまりました。

【野川部会長】　　わかりました。そうすると、職員、事務部職員、部員同額の引き上げ、こういうことですね。じゃあ事務局、ちょっと正確に額をお願いします。それで私が最終的に申し上げますので。職員幾ら引き上げ、事務職員幾ら引き上げ、その他適用する船員に係る最低賃金額の職員幾らを幾らに、事務職員幾らを幾らにというところを正確にお願いします。

( 中 断 )

【野川部会長】　　それでは申し上げます。最低賃金の改正につきましては、職員を1,300円引き上げ、事務部職員を1,300円引き上げ、部員を1,300円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員「24万4,050円」を「24万5,350円」に、事務部職員「18万9,950円」を「19万1,250円」に、部員「18万2,600円」を「18万3,900円」にそれぞれ改定することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】　　ありがとうございます。

以上をもちまして、最低賃金の改正にかかわる審議は全て終了いたしました。労使ともに皆様のご協力により、無事終了いたしました。厚く御礼を申し上げます。

それではこれで海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —